

一斉臨時休業における

児童クラブの利用について

安全な生活や遊びの指導、遊びの提供の場として児童クラブを設置しています。

■設置場所

町農村勤労福祉センター（町民体育館となり）

■開設時間 7：30～18：30まで

■保育料 1人月額5,000円（軽減制度あり、日割り計算あり）

（他におやつ代等で月額2,000円程度徴収）

昼食のお弁当はご持参ください（昼食の斡旋も致します）。

■休所日 日曜日、祝祭日

■対象児童

町内の小学校1年生から6年生で、日中に保護者の方が不在になる児童

■申込方法

健康福祉課または軽米児童クラブに印鑑をご持参のうえ申し込みください。

朝夕の送迎は、保護者の皆さんでお願いします。

■問い合わせ

健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736